会議の運営方法の一部変更に関する説明資料

- 1 傍聴席を別室に設ける場合
 - 傍聴席を別室に設け、策定委員会の会場の映像と音声を傍聴室に流す。
 - 映像については、会場内を定点撮影し、傍聴室にて投映。
 - 傍聴者数を最大8人から最大12人に拡大可能。
 - 会議での承認を得られれば、9月の会議から変更可能。
- 2 Web会議実施にあたっての留意事項等
 - (1) 大枠の整理
 - 個人情報や秘密情報を扱う場合は原則利用不可。
 - 会議録は書面で作成。
 - 会議映像を録画・撮影等することは原則禁止。
 - 市主催の会議の場合、原則 Cisco 社の Webex Meetings を使用。
 - 委員が自宅等、外部から接続する際は、自身の機器と通信環境を利用。
 - (2) その他、留意事項
 - 委員以外の人物や映したくないものが映り込まないようにご注意ください。
 - 通信が途絶えた等の場合も連絡が取れる環境を整えていただく、具体的には 常時電話で話せる状況でいていただく必要があります。
 - 会議ですので、委員以外の方と同席して参加することはできません。
 - Web会議映像の録画・録音はできません。
 - 運用上、録音・録画は禁止してはおりますが、Web会議を標的にしたサイバー攻撃も存在し、また個人情報漏洩や、アカウントの乗っ取り等のリスクが発生します。委員の皆さまにおかれましても、ご自身の顔など肖像権侵害のリスクは存在します。